

鍼灸、マッサージ療養費支給申請ご案内（償還払い）

療養費（鍼灸、マッサージ）について、施術を受けた時に全額（10割）自己負担した場合において、お住まいの市区町村の担当窓口申請することにより、保険給付対象額が数箇月後に支給されます。

1 支給の可否

療養費を支給できるのは、次の施術です。

(1) 鍼灸の場合

神経痛、リウマチ、頸腕症候群（首筋から肩・腕にかけての痛みやしびれ）、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症（首の骨の捻挫の後遺症）などの痛みのある慢性病で、病院・診療所での適当な治療手段がなく、医師が施術の必要性を認めて同意書を発行した場合

※ 肩こり・筋肉疲労等は対象外です。

※ 病院・診療所で同じ病気を治療中である場合は、支給できません。

(2) マッサージの場合

固くなった関節や麻痺した筋肉に対して病院・診療所で十分な治療ができず、医師が施術の必要性を認めて同意書を発行した場合

※ 肩こり・筋肉疲労等は対象外です。

※ 病院・診療所で治療中である場合は、原則として支給できません。

2 申請書類

(1) 療養費支給申請書

(2) 医師の同意書

○ 申請時は原本を提出し、2回目以降は写しを添付してください。（今後、同じ疾病で継続申請される場合は、原本をコピーしておいてください。）

また、1年経過するごとに新たに医師の同意書の交付を受け、原本を提出してください。

○ 変形徒手矯正術（固くなった関節を動きやすくする施術）は1箇月ごとに医師の同意書の交付を受け、原本を提出してください。

○ 同意書に不備がある場合は、支給できません。

(3) 療養費施術内容明細書

施術師に保険適用分の施術内容を記載してもらい、提出してください。

施術内容の審査を行い、保険を適用できない施術がある場合は、支給できません。

(4) 領収書

○ (3)の施術内容に係る（保険適用分の）領収書を提出してください。

○ 保険適用分の支払い証明ができない場合は、支給できません。

○ 保険適用外のものが含まれている場合は、内訳として保険適用分の記載が必要です。

3 医師の同意の取扱い

(1) 同意書の有効期間

- 初療日が月の15日までの場合…初療月の2箇月後の月末まで有効
例：平成25年12月10日に初療→平成26年2月28日まで有効
- 初療日が月の16日以降の場合…初療月の3箇月後の月末まで有効
例：平成25年12月20日に初療→平成26年3月31日まで有効
- ※ 初療日が同意日から1箇月以上経過している場合は、初療日ではなく、同意日から期間を計算します。

(2) 再同意の有効期限

- 再同意日が月の15日までの場合…再同意月の2箇月後の月末まで有効
例：平成25年12月10日に再同意→平成26年2月28日まで有効
- 再同意日が月の16日以降の場合…再同意月の3箇月後の月末まで有効
例：平成25年12月20日に再同意→平成26年3月31日まで有効

(3) 同意記録・再同意記録

当月の全ての施術日に必要な全ての同意記録・再同意記録を施術師に記入してもらってください。

(欄が足りない場合は、余白に欄を増やすか、摘要欄に記入)

例：施術日が12月1、9、13、17、20日で、直近再同意日が12月19日の場合
→直近再同意日に加え、その前回の同意・再同意日も記載が必要です。

(4) 同意日から1年を超える場合

口頭再同意ではなく、医師から新たに同意書の交付を受けてください。

(5) 往療（訪問）を受ける場合

往療の必要性の記載がある同意書が必要です。

4 往療料

歩行困難、真に安静が必要とするやむを得ない理由等により施術所に通えない場合に限り支給します。

往療料を算定する場合は、療養費支給申請書の「摘要」欄に往療理由を記載してください。

※ 片道16kmを超える往療を受けた場合は、全て支給できません。

※ 被保険者が施術所に通える場合は、往療料部分は支給できません。